別表七の二　「連結欠損金及び私財提供等があった場合の欠損金の損金算入に関する明細書」

1　連結欠損金の損金算入に関する明細書

⑴　この明細書の用途

この明細書は、当期首前５年以内に開始した連結事業年度において生じた連結欠損金額について、法第81条の９（第３項を除きます。）《連結欠損金の繰越し》の規定の適用を受ける場合に使用します。

⑵　各欄の記載要領

欄	記　載　要　領	注　意　事　項
「控除未済連結欠損金額１」	当期首前５年以内に開始した連結事業年度において生じた連結欠損金額（連結欠損金額としてみなされた金額を含みます。)で、過去に繰越控除又は繰戻しを受けなかった金額を古い連結事業年度の分から順次記載します。 この場合、次の区分に応じ、それぞれ次の金額を記載します。 ⑴　調整連結事業年度（最初の連結事業年度、法第81条の９第２項第３号に掲げる場合に該当することとなった連結事業年度及び同条第４項各号に規定する場合に該当することとなった連結事業年度をいいます。以下同じ。）の場合……⑻の金額 ⑵　調整連結事業年度以外の連結事業年度の場合……前期の⑶の金額	
「当期控除額２」	当期の連結所得金額（別表四の二「仮計44」の「総額①」）の範囲内で、古い連結事業年度の分から順次補てんするものとして、その控除できる金額を記載します。	
「当期分」の「連結欠損金額」	当期の別表四の二「連結所得金額又は連結欠損金額47」の「総額①」に連結欠損金額の記載がある場合に、その連結欠損金額を「当期分」の「連結欠損金額」に記載します。	
「連結欠損金の繰戻し額」	連結欠損金のうち法第81条の31《連結欠損金の繰戻しによる還付》の規定の適用を受ける場合にその適用を受ける金額を記載します。	当期が平成14年４月１日から平成16年３月31日までの間に終了する連結事業年度である場合には、解散等（適格合併による解散及び合併類似適格分割型分割後の解散を除きます。)の特別な事実があるときを除き、法第81条の31の規定の適用を受けることはできませんので、この欄には記載しないでください。
「控除未済連結欠損金額の調整計算」の各欄	当期が調整連結事業年度に該当する場合に、古い連結事業年度の分から順次記載します。	
「控除未済連結欠損金額８」	次の場合に応じてそれぞれ次により記載します。 ⑴　当期が最初の連結事業年度である場合 ~~((4)＋(6)－(7))　又は~~(5) ⑵　当期が最初の連結事業年度以外の調整連結事業年度である場合 ((4)＋(6)－(7))　~~又は(5)~~	

⑶　根拠条文　法81の９、令155の19〜155の21

2　私財提供等があった場合の欠損金の損金算入に関する明細書

⑴　この明細書の用途

この明細書は、連結親法人が資産整理に伴い役員等から私財提供等を受けた場合に、前期以前に生じた連結親法人の欠損金額（法第81条の９第５項《連結欠損金の繰越し》に規定する連結欠損金個別帰属額を含みます。）について法第81条の３第１項《個別益金額又は個別損金額の益金又は損金算入》（法第59条《資産整理に伴う私財提供等があった場合の欠損金の損金算入》の規定により同項に規定する個別損金額を計算する場合に限ります。）の規定の適用を受ける場合に使用します。

⑵　各欄の記載要領

欄	記　載　要　領	注　意　事　項
「連結親法人の適用年度終了の時における前期以前の事業年度又は連結事業年度から繰り越された欠損金額又は連結欠損金個別帰属額13」	連結親法人の当期の別表五の二㈠付表の「期首現在連結個別利益積立金額①」の「差引合計額25」に記載されるべき金額がマイナス（△）である場合のその金額を記載します。	
「連結親法人の適用年度終了の時における連結個別資本積立金額14」	連結親法人の当期の別表五の二㈠付表の「差引翌期首現在連結個別資本積立金額④」の「差引合計額29」の金額を移記します。	

⑶　添付書類

法第81条の３第１項（法第59条の規定により同項に規定する個別損金額を計算する場合に限ります。）の規定の適用を受ける場合には、特定の事実が生じた旨を証する書類その他規則第27条《資産整理に伴い贈与を受けた資産等の明細等に関する書類》に規定する書類を添付する必要があります。

⑷　根拠条文　法59、81の３、令117、118、155の４、規則27